

令和 8 年度
河南二期農業水利事業

河南二期地区管理図作成（その 2）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

（適用範囲）

第 1 条 令和 8 年度河南二期農業水利事業河南二期地区管理図作成（その 2）業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号農村振興局長通知）別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

（目的）

第 2 条 本業務は、国営河南二期農業水利事業河南二期地区の事業完了に向け、事業成績書を構成する図書である土地改良施設整理台帳附属図面を作成し、円滑な事業完了の推進に資するものである。

（業務概要）

第 3 条 本業務の概要は、次のとおりである。

（１）実施場所

宮城県東松島市赤井字西田地内他（別添位置図のとおり。）

（２）管理図作成対象施設

本業務の対象施設は、以下のとおり。

- ・ 広瀨沼機場 1 件（種類）
- ・ 中区機場 1 件（種類）
- ・ 赤井堀排水路 L=2.482km

（班編制）

第 4 条 本業務は、1 班以上の編制により行うものとする。

（障害物の伐除）

第 5 条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）

第 6 条 資格要件は以下のとおりである。

（１）管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（２）の照査技術者の要件を備えた者とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

（２）照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（配置技術者の確認）

第 7 条 共通仕様書第 42 条（作業計画書）第 2 項における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

（1）受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

（2）共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 8 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合には保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 9 条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条（照査技術者）」及び「共通仕様書第 9 条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

（1）予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。

（2）東北農政局において、令和 7・8 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（3）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。

（5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第 18 条の 2 に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条（契約不適合責任）のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性の評価）

第 10 条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける

資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 次の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - ①業務内容に対応した費用が計上されているか
 - ②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
 - ③品質管理体制が確保されているか
- (2) 次の審査項目①において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - ①再委託への支払いは適正か
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第11条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数量	備考
R3_赤井堀排水路用地測量（その2）業務 成果物 （赤井堀排水路）	一式	電子
R4_筍堀排水路他用地測量（その4）業務 成果物 （広渚沼機場）	一式	電子
R7_河南二期地区用地測量（その1）業務 成果物 （中区機場）	一式	電子
R6_河南二期地区管理図作成（その1）業務 成果物	一式	電子
R4～R6_広渚沼機場ポンプ設備製作据付工事（出来形図面） （広渚沼機場）	一式	電子
R4～R7_広渚沼機場建設工事（出来形図面） （広渚沼機場）	一式	電子
R5～R7_広渚沼機場除塵設備他製作据付工事（出来形図面） （広渚沼機場）	一式	電子
R1～R5_中区機場建設工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R2～R4_中区機場ポンプ設備製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R3～R4_中区機場除塵設備製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R3～R4_和渚揚水機場他ゲート設備製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R4_中区機場電気盤整備工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R4_和渚揚水機場制水ゲート設備他製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R6_中区機場揚水ポンプ設備製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子
R7_中区機場自然排水ゲート設備製作据付工事（出来形図面） （中区機場）	一式	電子

R1_赤井堀排水路（その１）工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
R3_赤井堀排水路（その２）工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
R3～R4_和渕揚水機場他ゲート設備製作据付工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
R4～R5_赤井堀排水路（その３）工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
R6_赤井堀排水路（その４）工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
R7_赤井堀排水路（その５）工事（出来形図面）	（赤井堀排水路）	一式	電子
その他必要な資料		一式	

第３章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第 12 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
（１）作業計画の策定	１業務	
（２）作業準備	17 件（工事）	
（３）現地踏査（機場）	2 件（種類）	（広渕沼機場、中区機場）
（４）現地踏査（水路）	2.482km	（赤井堀排水路）
（５）施設管理図作成	9 枚	（広渕沼機場、中区機場、赤井堀排水路）
（６）構造図等作成（ＣＡＤデータ修正）	421 枚	（広渕沼機場、中区機場、赤井堀排水路）
（７）用地管理図作成	9 枚	（広渕沼機場、中区機場、赤井堀排水路）
（８）施設図郭割図作成	1 枚	（赤井堀排水路）

（指示事項）

第 13 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、共通仕様書のとおりとする。

（１）作業準備

本特別仕様書第 11 条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもった施設の種目別、種類別、年度別の各費目に係る工事諸元（出来形数量）の精査・整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行うものとする。

（２）現地踏査

本業務の対象施設の管理図面作成に当たっては、あらかじめ、当該施設の現地踏査を行い、施設等の状況及び工事図面等を確認するものとする。

（３）施設管理図作成

- ①縮尺は縦 1/100～200、横 1/500（平面図含む）を基本に作成する。
- ②工事出来形図面の集合・修正等により作成する。
- ③図面一葉に、平面・縦断・横断・構造等、必要な事項を記入する。
- ④縦断表帯部には勾配、水路形式、水路底高・管中心高、地盤高、追加距離、測点、曲線を表示する。
- ⑤縦断表帯部の水路形式には水路構造を表示し、別途標準断面の区間を付記し、表示する。
- ⑥方位、縮尺、工事名、実施設計業務名、施工年度、施工延長、工種の概要（例：暗渠）等の区間情報及び工事受注者を付記し、表示する。
- ⑦図面のサイズは A 1 版を基本として作成する。

（４）構造図等作成（C A D データ修正）

- ①工事の出来形図面を基に編集を行うもので、表題欄（タイトルボックス）や図上の文字削除、追記、作図等を行う。
- ②図面のサイズは A 1 版を基本として作成する。

（５）用地管理図作成

- ①縮尺は 1/500 を基本に作成する。
- ②用地実測平面図の集合・修正により作成する。
- ③取得等の土地について、取得・権利設定・占使用等のそれぞれの権利を表示し、その範囲を着色する。
- ④用地境界杭の位置の明示については、杭の位置・杭ナンバーを表示する。
- ⑤基準点（既知点）の位置、及び点名を併せて表示する。
- ⑥用地境界杭の位置の明示のため座標（直角座標系）を記載した座標一覧表を表示する。ただし、座標が無い場合には省略できるものとする。
- ⑦方位、縮尺、凡例など必要な事項について表示する。
- ⑧図面のサイズは A 1 版を基本に作成する。

（６）施設図郭割図作成

- ①縮尺は 1/5,000～1/50,000 とし、施設全体が 1 枚の図面に収まるように作成する。
- ②水路等の路線位置、施設管理図、用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。
- ③方位、縮尺、凡例などを表示する。
- ④図面のサイズは A 1 版を基本に作成する。

第 4 章 成果物

（成果物等）

第 14 条 提出する成果物は、共通仕様書第 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部
- (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力) 書面 (市販のファイル綴りで可) 1 部
電子版 (作成図面の元データ) 2 部 (CD-R 等)

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7 番 2 5 号 盛岡合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 5 章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第 15 条 共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) センター (関東農政局土地改良技術事務所) とする。

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 16-1 条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第 12 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第 13 条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第 14 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 本特別仕様書第 17 条の 2 に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(業務スライド試行)

第 16-2 条 業務スライド試行

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相應する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相應する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から、14 日以内に協議が整わない

場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第 17 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出席し監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局北上土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 本業務着手時
- (2) 中間打合せ 2 回 (図面の作成方針確認時：1 回、図面の素図作成時：1 回)
- (3) 成果物取りまとめ段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第 18 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

